

○福岡大学における研究活動等の不正行為通報処理規程

平成22年3月25日

制定

平成22年4月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程第10条第2項に基づき、研究活動等の不正行為に関する通報制度について定め、研究活動等に関し不正行為が生じ、又はまさに生じようとしている場合において、通報者を保護するとともに、不正行為の早期発見と是正を図り、もって職員等の健全な研究環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本学の職員

イ 本学の施設又は設備を使用して研究活動等を行う、学生を含むすべての者

(2) 「不正行為」とは、職員等が研究活動等を行う場合における次に掲げる行為をいう。

ア 捏造 データ、研究結果等を偽造、又はこれら偽造したものを記録、報告又は論文等に利用すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動等によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ アからウまでに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

(3) 「通報者」とは、職員等のほか、本学において公的研究費の取扱いに関係する者で、不正行為通報を行う者をいう。

(通報窓口)

第3条 不正行為についての通報の受付窓口を内部監査室に設置する。

2 内部監査室は、通報を受け付けるにあたり、通報者の保護を図るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

(通報の方法・通報者の義務)

第4条 通報は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談によって行うことができる。

- 2 通報者は、不正の利益を得る目的、本学又は第三者に損害を加える目的、その他の不正の目的をもって通報を行ってはならない。

(通報への対応)

第5条 通報を受け付けた内部監査室長は、通報された内容を学長に報告するとともに、実名による通報者に対し、通報を受け付けたことを速やかに通知しなければならない。

(調査の必要性の判断)

第6条 通報の報告を受けた学長は、通報された内容を企画運営会議に報告し、企画運営会議は、事実関係を調査する必要性の有無について判断しなければならない。

- 2 企画運営会議は、前項の判断にあたり、高度の専門性を要すると判断した場合は、第三者に意見を求めることができる。
- 3 調査の実施にあたり、学長は、通報の受付日から30日以内に当該調査の要否を研究費の配分機関に報告し、企画運営会議は、調査方針・方法等について協議しなければならない。

(委員会の設置)

第7条 企画運営会議が通報された事項に関する事実関係について、調査が必要であると判断した場合は、研究活動等の不正行為調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、事実関係の解明に努めるとともに、学長は実名による通報者に対し、その旨を直ちに通知しなければならない。なお、調査の必要性がないと判断された場合もその旨を通知するものとする。

- 2 委員会は、設置後30日以内に調査を開始し、150日以内を目途に終了するものとする。
- 3 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有する者を除くものとする。
 - (1) 学長が指名する副学長(以下「副学長」という。) 1人
 - (2) 学長が指名する学部長 2人
 - (3) 研究推進部長
 - (4) 内部監査室長
 - (5) その他学長が必要と認める外部の有識者 5人以上
- 4 委員会に委員長を置き、副学長をもってこれに充てる。

(調査の実施)

第8条 委員会は、通報された事項に関する事実関係について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。調査にあたっては、通報者の保護を図るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 委員会が前項の調査を行う場合は、被通報者及び関係者に対し、弁明の機会を与えなければならない。なお、弁明の内容の判断にあたり、専門性を要すると判断したときは、その構成員の交代又は追加等により調査を実施するものとする。
- 3 被通報者及び関係者は、委員会から調査に係る協力を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

(調査中における措置)

第9条 学長は、調査の実施決定後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究活動等に係る研究費の使用を一時的に停止することができる。

(調査結果の報告、認定等)

第10条 委員会は、調査が終了次第、速やかに学長にその結果を報告しなければならない。報告に際しては、個人情報の保護に配慮し、事実関係を適切に報告しなければならない。

- 2 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散する。
- 3 調査結果の報告を受けた学長は、企画運営会議にその旨を報告し、企画運営会議は不正行為につき、遅滞なく是正措置及び再発防止策等を講じなければならない。さらに必要があれば、学長は関係者の処分や関係機関への通報等を行わなければならない。
- 4 学長は、実名による通報者に対し、調査結果、是正措置及び再発防止策等を通知しなければならない。
- 5 学長は、通報を受け付けた日から210日以内に調査結果及び再発防止計画等を含む最終報告書を研究費の配分機関に提出するとともに、その求めに応じ、中間報告書の提出及び調査に支障がない場合は、関係資料の閲覧及び現地調査等に応じなければならない。
- 6 学長は、不正行為の事実があったと認定した場合は、不正に関与した者の氏名等を含む調査結果を公表する。ただし、合理的な理由があるときは、氏名等は非公表とすることができる。
- 7 学長は、調査の結果、研究費の私的流用その他の悪質性が高い行為と認められた場合は、刑事告発、民事訴訟等の法的な手続を行うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 本学は、通報を行ったことを理由として、通報者に対し、学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程に定める懲戒、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、通報者が不正の目的をもって通報を行った場合は、この限りでない。

(フォローアップ)

第12条 研究推進課は、是正措置等の実施後、次の事項を確認し、学長に報告しなければならない。

- (1) 通報処理の手続き等に問題がないこと。
 - (2) 不正行為が再発していないこと。
 - (3) 是正措置及び再発防止策が十分に機能していること。
 - (4) 通報者に対し、通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いが行われていないこと。
- 2 学長は、前項の是正結果等について企画運営会議に報告するとともに、実名による通報者に対して、是正結果等について適切に通知しなければならない。

(不利益取扱いの申立て)

- 第13条 通報者は、通報を行ったことが原因で、不利益な取扱い等を受けたと信ずるに足る相当の理由がある場合には、内部監査室を経て学長へ不利益取扱いの申立てを行うことができる。
- 2 前項による不利益取扱いの申立てを受けた学長は、副学長及び内部監査室長に事実関係の調査を指示しなければならない。
 - 3 学長は、前項の調査結果について企画運営会議に報告し、必要に応じて対応を協議するとともに、申立て者に対して、その調査結果を直ちに通知しなければならない。
 - 4 通報者による不利益取扱いの申立ては、不利益な取扱い等を受けた事実を知った時から3カ月以内に行われなければならない。

(守秘義務)

- 第14条 委員会の委員その他の関係者は、職務上知り得た事実を漏洩してはならない。その職を離れた後も同様とする。

(庶務)

- 第15条 この規程に関する庶務は、研究推進課が処理する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。